（農林水産省組織令の一部改正）

第五条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第八条の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十三条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　地方公共団体が、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律による改正前の過疎地域自立促進特別措置法（以下この条において「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域内においてソフトウェア業の用に供する設備を平成二十二年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十八号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市開発区域の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第四十七条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

一　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）第十二条

二　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）第五条

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

総務大臣　原口　一博
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十九号

特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国有財産法施行令の一部改正）

第一条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第三号又は第四号」を「前項第二号又は第三号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改める。

第六条第五項第三号中「前条第一項第四号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十一条第三号の二を削る。

第十三条第一項中「（特定国有財産整備特別会計に所属するものを除く。）」を削り、同条第三項中「（特定国有財産整備特別会計を除く。）」を削る。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（昭和三十二年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第六条第二項」を「第六条」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第三条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十七号中「、財政投融資特別会計及び特定国有財産整備特別会計」を「及び財政投融資特別会計」に改め、同条第二十九号中「特定国有財産整備特別会計」を「特定国有財産整備勘定」に改める。

第五十条第四号中「管理課及び」を「国有財産業務課及び管理課並びに」に改める。

第五十三条第十一号及び第十二号中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号及び第三十二条第五号中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。